

旅行商品造成促進業務委託仕様書

1 業務名

旅行商品造成促進業務

2 業務の目的

観光地としての栃木県のイメージの定着と継続的な観光客の周遊促進及び地域経済の活性化を図るため、新たな旅行商品の企画・開発を行うとともに、全国展開の旅行会社、宿泊予約サイト（以下「OTA」という。）等への戦略的な販売プロモーションを実施する。

3 委託料

2,585,770円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

4 業務内容

（1）旅行商品の企画提案・商品化及びサポート・コンサルティング

ア 旅行商品の開発

- ・観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、旅行商品化となる取組
- ・5地域分科会（別紙1参照）ごとに新規商品開発の目標数を設定し、それを達成すること。
- ・新規商品開発に当たっては、県又は各市町の意見や希望も反映すること。

イ 旅行商品取扱の調整

- ・開発した旅行商品が、今後地域で取扱いができるよう各関係者と調整すること。

（2）旅行会社への販売プロモーション等

ア 旅行会社セールス用の旅行商品企画書及びパンフレット用版下データの作成

- ・本業務の旅行商品について、旅行会社への商談に適した販売プロモーション用資料（旅行会社向け企画書、旅行会社が発行する各種パンフレットに対応できる多様な版下データ集）を作成すること。

イ 旅行会社、OTA等に対するセールス、パンフレット及びWEBサイトへの商品掲載

- ・全国展開する旅行会社のうち5社以上、OTA1社以上を対象に、上記（2）アを活用して旅行商品パンフレット及びWEBサイトに掲載してもらうため、旅行会社、OTA等への提案・売り込みを行うこと。
- ・旅行商品の企画を行うにあたり、旅行会社に対し必要となる写真やデータ等の提供を行うこと。
- ・メディア等を活用した効果的な誘客プロモーションを実施すること。

ウ 全国旅行業協会会員への情報発信

- ・小口の団体送客が中心である全国旅行業協会の会員（約2,000社以上）に対し、本県の観光情報等の発信を行うほか、会員が利用しやすい商品等を提供すること。

（3）本業務の旅行商品の販売・管理及び流通促進の活動

ア 旅行会社等からの問合せ対応

- ・旅行会社からの問合せ、資料発送等、恒常的なフォローアップを行うこと。

イ 一般消費者、観光事業者、旅行会社に対する販売や管理

- ・一般消費者向けにインターネットサイトで販売するほか、観光事業者、旅行会社等に対して、予約・受注、各種契約、商品管理、精算等を行うこと。

ウ 自社サイトでの販売について

- ・造成した旅行商品は、全てサイトに掲載し、積極的に販売すること。
- ・栃木県内の観光協会、宿泊施設等のホームページに可能な限り、上記自社サイトのリンクを貼

り、自社サイト内における本業務の露出を図り、販売の機会を増やすこと。

(4) 納品する成果品（様式任意）

ア 委託業務の実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」 1部(提出時期：委託業務着手時)

イ 上記アに基づいた実施結果及びその検証を記載した「委託業務報告書」

・各商品の販売実績、各販売窓口の実績（旅行会社、OTA 及び自社サイト）についても詳細に記載すること。 1部

ウ 商品が掲載された全ての旅行会社のパンフレット等 各1部

エ 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの 1式

オ その他必要と考えられる資料 1式

5 成果品の提出時期

令和3(2021)年3月31日(水)

6 委託料の支払

精算払

7 留意事項

(1) 事業の成果は、「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進協議会及び栃木県に帰属する。

(2) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。